

(4) P V Tシステム（太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの）

補助対象となるP V Tシステムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの要件を全て満たすこと。（P V Tシステムに当該設備が含まれない項目は、この限りでない）
- ・原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表2) P V Tシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目		要件
液体 集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（P V T）※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するP V Tパネル面積が5㎡以上あること。
	付帯設備 ・ 部材費※3	熱媒配管（配管、継手、バルブ等）	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他P V Tシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるP V T、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。
空気 集熱式	太陽光発電機能付き集熱器（P V T）※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するP V Tパネル面積が2.2㎡以上あること。
	付帯設備 ・ 部材費※3	エアーハンドリングユニット （集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等）	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの。
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽（貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等）	JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他P V Tシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるP V T、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

※1 P V Tパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする（発電部分、P V T以外の集熱器は補助対象外）。

※2 JIS A 4112に準拠した試験方法であること。

※3 補助対象となるP V Tシステムの集熱システムに付帯するものに限る。